

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定と保全・活用の方針

第1節 景観重要建造物の指定と保全・活用方針

歴史的な建築様式やシンボリックな外観を有する建築物・工作物のうち、景観上特に優れており、景観形成に重要な役割を果たすものを『景観重要建造物』として指定する基準を定めます。

保全のために必要な管理の方針を定めるとともに、当該建造物を活かし、周辺地域とともに魅力を高め、良好な景観形成を図るための活用の方針を定めます。

(1) 景観重要建造物の指定の基準

道路等の公共空間から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を行います。指定に当たっては、景観審議会（今後組織予定／P68参照）や関連分野の専門家などの意見を聴き、当該建造物の所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められたものについて指定を行い、保全・活用します。

景観まちづくりを進める上で、保全が必要だと認められる建造物で、

- ① 歴史的、文化的価値を有していると認められる建造物
- ② 地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められる建造物
- ③ 地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- ④ 住民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

参考 景観重要建造物の指定の条件

景観重要建造物の指定には、景観法及び景観法施行規則に基づく以下の条件があります。

- ・ 建造物の外観が、地域の景観上の特徴を有していると認められる。
- ・ 建造物の外観が、景観計画区域（町全域）において、良好な景観形成を推進する上で重要なものである。
- ・ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものである。（一般公開されているものを含む。）
- ・ 国宝若しくは重要文化財として指定され、又は仮指定されたものは除く。
- ・ 所有者の合意を得る。

(2) 景観重要建造物の保全・活用の方針

保全のために必要な管理の方針を定めるとともに、当該建造物を活かし、周辺地域とともに魅力を高め、良好な景観形成を図るための活用の方針を定めます。

- 所有者（又は管理者）との合意のもと、保全や管理、活用に関する事項をまとめた管理計画を策定し、これに沿って適切に取り組みます。
- 景観重要建造物を積極的にPRし、景観形成に対する住民意識の向上に活用します。
- 景観重要建造物の周辺で、建築物等の建築や屋外広告物の表示などを行なう際には、その意匠や形態が景観重要建造物と調和するよう誘導し、魅力的な景観形成に活かしていきます。

(3) 景観重要建造物の保全・活用に関わる所有者（管理者）の義務及び行政の支援

景観重要建造物の保全・活用に関わる所有者（管理者）の義務及び行政の支援は以下のとおりです。

《所有者の義務》

- ・所有者（管理者）は、景観法第 25 条の規定に基づき、建造物の良好な景観が損なわれないように、適切な管理が必要になります。
- ・建造物の増改築、移転、除却、外観変更等を行う際は、町長の許可が必要になります。（建造物の内部は利用が自由で、生活上必要な内部の改修も可能です。）

《行政の支援》

- ・建造物の外観を維持するために必要な修理、修景等について、必要に応じて技術的支援や費用の一部助成を検討します。
- ・建造物の管理について、所有者と管理協定を結ぶことにより、町や景観整備機構（町と連携して住民の景観まちづくり活動を支援・促進する活動主体）が実施することもできます。
- ・条例により建築基準法の緩和措置を適用することもできます。

参考 景観重要建造物の指定が期待できる建造物の例

下記の建造物以外にも、住民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物等で、「景観重要建造物の指定の基準」に該当する建造物は、「景観重要建造物」の指定を受けることができる可能性があります。



ふくいの伝統的民家／越前町赤井谷



ふくいの伝統的民家／越前町江波



ふくいの伝統的民家／越前町岩間



劔神社の摂社織田神社
（県指定有形文化財）



劔神社本殿
（県指定有形文化財）



旧神前院護摩堂
（町指定有形文化財）



越前古窯博物館旧水野九右衛門家住宅
主屋（国登録有形文化財）



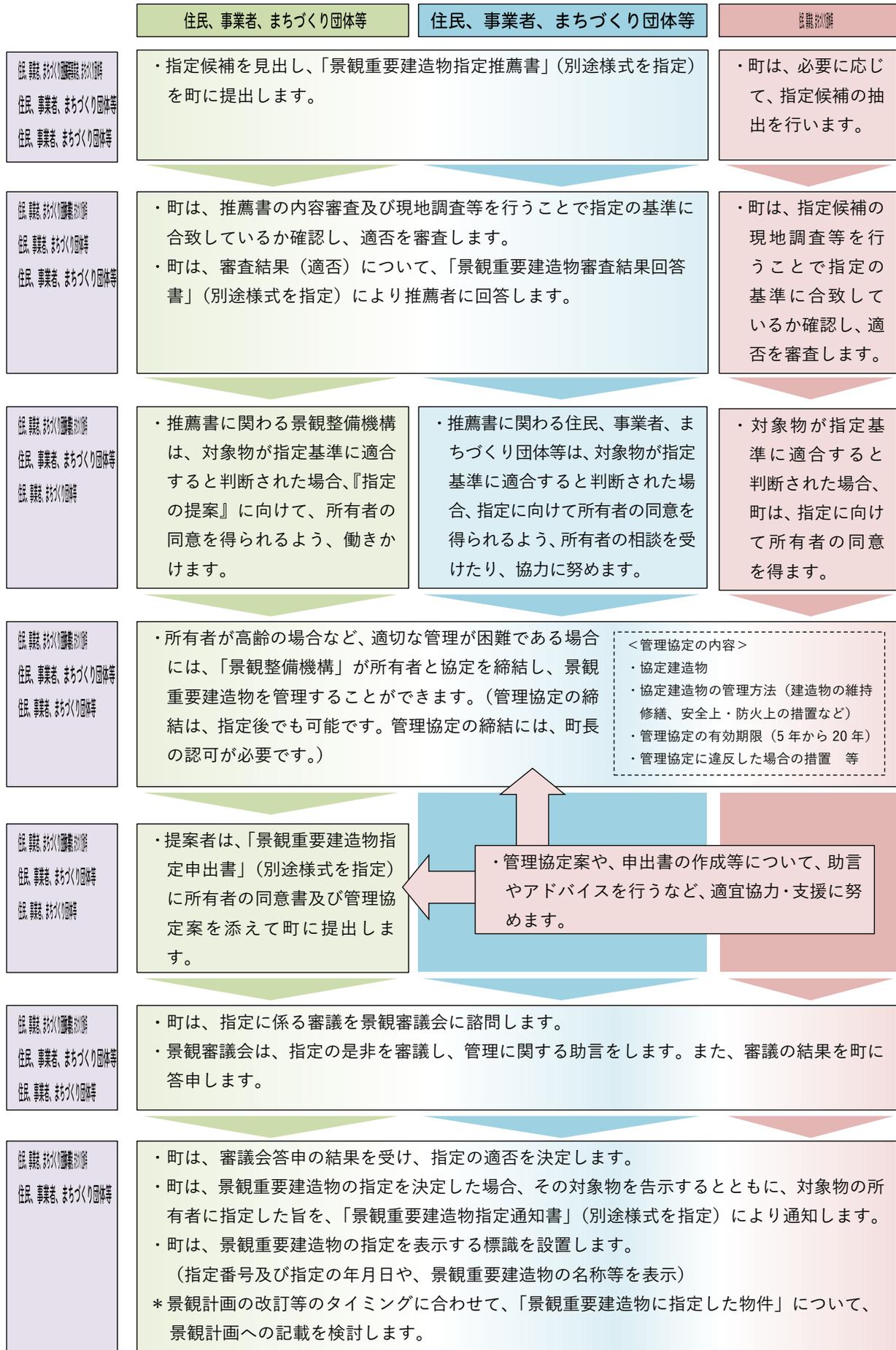
白山神社（青野）



善性寺（二階御堂）

(4) 景観重要建造物の指定の手順

景観重要建造物の指定は、次の手順で行います。



第2節 景観重要樹木等の指定と保全・活用方針

(1) 景観重要樹木等の指定の基準

景観重要建造物と同様、道路等の公共空間から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当する樹木等（樹林地は除く。）について指定を行います。指定に当たっては、景観審議会（今後組織予定／P68参照）や関連分野の専門家などの意見を聴き、当該樹木の所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められたものについて指定を行い、保全・活用します。

景観まちづくりを進める上で、保全が必要だと認められる樹木等で、

- ① 樹種、樹齡、樹容などからみて景観上優れていると認められる樹木等
- ② 地域のランドマークやシンボルとなっていると認められる樹木等
- ③ 住民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木等

参考 景観重要樹木の指定の条件

景観重要樹木の指定には、景観法及び景観法施行規則に基づく以下の条件があります。

- ・ 樹木の樹容等が、地域の景観上の特徴を有していると認められる。
- ・ 樹木の樹容等が、景観計画区域において、良好な景観形成を推進する上で重要なものである。
- ・ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものである。（一般公開されているものを含む）
- ・ 特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されたものは除く。
- ・ 樹林地等の緑地を一体的に指定するものでない。（単木、並木、樹群の樹木を対象）
- ・ 所有者の合意を得る。

- * 景観重要樹木は、景観上重要な単体の樹木について指定するものであり、樹林地等の緑地を一体的に指定するものではない。このため、都市における良好な景観を有している樹林地等については、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域、市民緑地制度等の緑地保全のための諸制度の活用を検討します。
- また、良好な景観を有する森林については、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市町村森林整備計画を活用し、景観と調和のとれた森林整備を行うことを検討します。

(2) 景観重要樹木等の保全・活用の方針

保全のために必要な管理の方針を定めるとともに、当該樹木等を活かし、周辺地域とともに魅力を高め、良好な景観形成を図るための活用の方針を定めます。

- 住民共有の財産として、所有者、住民、行政が連携して保全・活用に取り組みます。
- 所有者（又は管理者）との合意のもと、保全や管理、活用に関する事項をまとめた管理計画を策定し、これに沿って適切に取り組みます。
- 景観重要樹木等を積極的にPRし、景観形成に対する住民意識の向上に活用します。
- 景観重要樹木等の周辺で、建築物等の建築や屋外広告物の表示などを行う際には、その意匠や形態が景観重要樹木等と調和するよう誘導し、魅力的な景観形成に活かしていきます。

(3) 景観重要樹木等の保全・活用に関わる所有者（管理者）の義務及び行政の支援
 景観重要樹木等の保全・活用に関わる所有者（管理者）の義務及び行政の支援は以下のとおりです。

《所有者の義務》

- ・所有者（管理者）は、景観法第 33 条の規定に基づき、樹木等の良好な景観が損なわれないように、適切に管理します。
- ・樹木等の伐採、移植等を行う際は、町長の許可が必要になります。

《行政の支援》

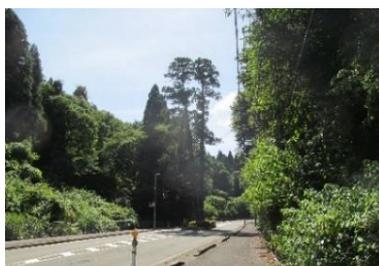
- ・樹木等の保全・管理の方法について、必要に応じ、技術的支援を行うことを検討します。
- ・樹木等の保全のために必要な剪定や枝処理、害虫駆除等について、費用の一部助成を検討します。
- ・樹木等の管理について、所有者と管理協定を結ぶことにより、町や景観整備機構が保全・管理を実施することもできます。

参考 景観重要樹木等の指定が期待できる樹木の例

下記の樹木以外でも、住民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木等で、「景観重要樹木の指定の基準」に該当する樹木は、「景観重要樹木」の指定を受けることができる可能性があります。



山神社のケヤキ（堤）
（町指定天然記念物）



千足杉
（町指定天然記念物）



枝垂桜（法華寺）
（町指定天然記念物）



玉川加茂神社のイチジョウ（町指定天然記念物）
（福井県HP/ふくいの名木・名花情報）



米ノ日吉神社の榊（町指定天然記念物）
（福井県HP/ふくいの名木・名花情報）



神ふじ（町指定天然記念物）
（福井県HP/ふくいの名木・名花情報）



岩の上のマツ（厨）



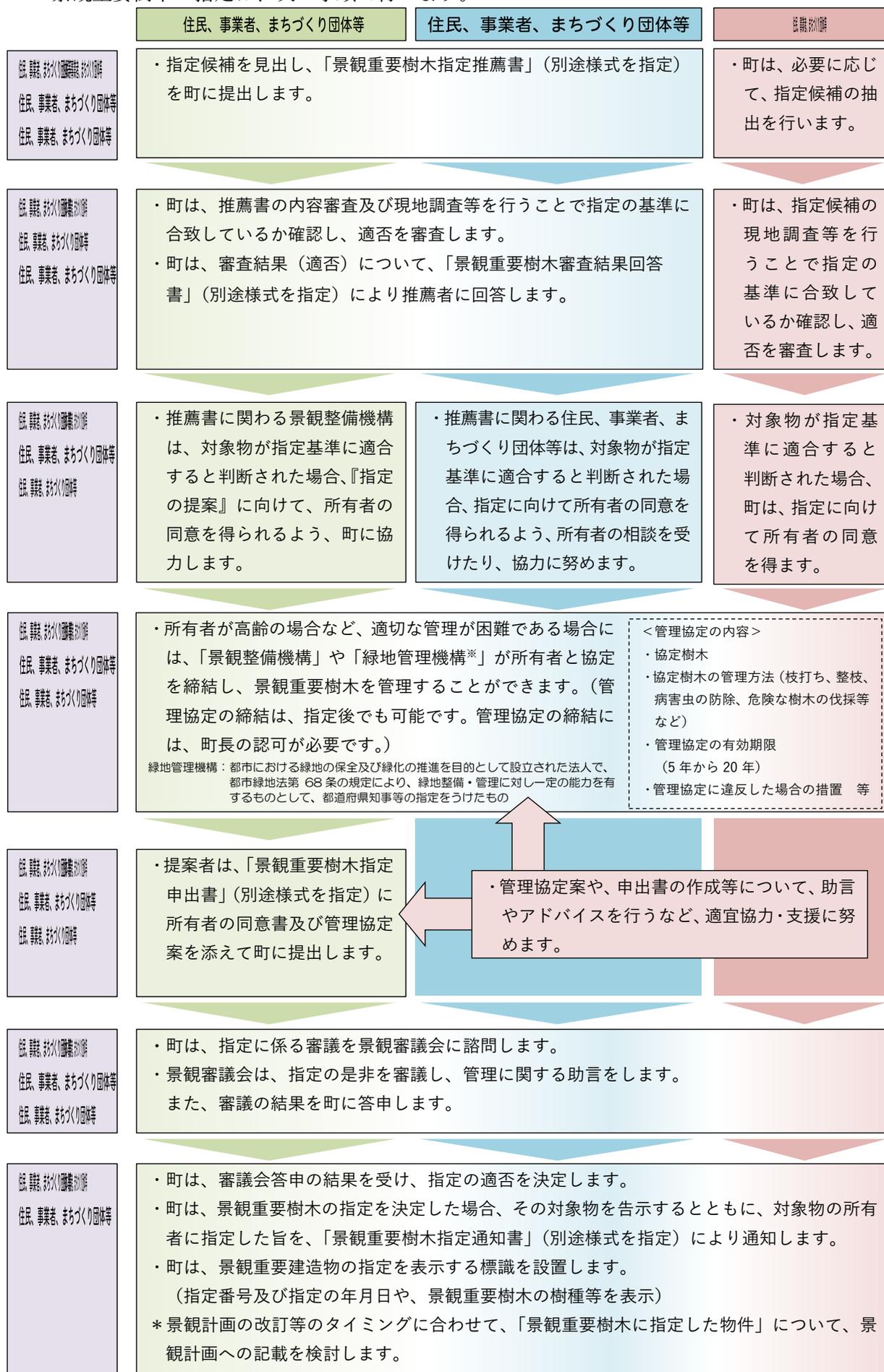
劔神社のお林



天王川用水堰のサクラ

(4) 景観重要樹木の指定の手順

景観重要樹木の指定は、次の手順で行います。



第5章 屋外広告物の制限に関する事項

屋外広告物は、住民の日常生活に関する情報を発信するものであるとともに、良好な景観形成を図る上で重要な要素のひとつです。

町内に設置される屋外広告物には、現在、「福井県屋外広告物条例」が適用されています。県では、これに加え「福井県屋外広告物ガイドライン」を作成し、周辺の景観と調和し、良好な景観の創出に寄与できる屋外広告物のデザイン・色彩・素材等の考え方や事例を提示してきました。

本町では、引き続き県条例を遵守した取扱いの中で、“豊かな海土里に育まれた地域の風土が織りなす、美しい景観まちづくり”を実現するため、住民、事業者、専門家及び行政が創意工夫により協働して取り組む努力基準を定め、周辺景観と調和する屋外広告物の設置を誘導していきます。

(1) 届出の対象となる行為

越前町景観計画区域（町全域）における良好な景観の形成に大きな影響を与えると考えられる次の行為について、届出の対象とします。

1) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更

届出の対象となる行為
<ul style="list-style-type: none"> 表示面積の合計が<u>2m²</u>を超えるもの 地盤面からの高さが<u>2m</u>を超えるもの 建築物と一体となっている場合や、建築物の屋上に設ける場合は、建築物との高さの合計が<u>10m</u>を超えるもの

届出の対象から除外する行為				
<ul style="list-style-type: none"> ⇒ イルミネーションやプロジェクションマッピング、その他自家用の照明に類するもので、福井県屋外広告物条例に基づく許可の申請が不要なもの ⇒ 広告期間が30日以内で表示等するもの ⇒ 法令の規定により表示等するもの ⇒ 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの ⇒ 国又は地方公共団体が表示等するもので、町長に協議したもの ⇒ 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの ⇒ 自家用広告物^{※1}、自己管理広告物^{※2}で、次表の要件に適合するもの 				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>禁止地域</th> <th>許可地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1敷地につき総表示面積が5m²以内 自家用広告物の許可基準を満たすもの</td> <td>1敷地につき総表示面積が10m²以内 自家用広告物の許可基準を満たすもの</td> </tr> </tbody> </table>	禁止地域	許可地域	1敷地につき総表示面積が5m ² 以内 自家用広告物の許可基準を満たすもの	1敷地につき総表示面積が10m ² 以内 自家用広告物の許可基準を満たすもの
禁止地域	許可地域			
1敷地につき総表示面積が5m ² 以内 自家用広告物の許可基準を満たすもの	1敷地につき総表示面積が10m ² 以内 自家用広告物の許可基準を満たすもの			
<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 工事現場の仮設の囲いに表示する広告物（宣伝の用に供するものを除く） ⇒ 冠婚葬祭、祭礼等のため表示（設置）する広告物で、表示（設置）の期間が1ヶ月以内のもの ⇒ 講演会、展覧会、音楽会等のため会場の敷地内に表示（設置）する広告物 ⇒ 鉄道の車両又は自動車に表示する広告物 ⇒ 人、動物、船舶等に表示される広告物 ⇒ 地方公共団体又は自治会等が設置した公共掲示板に表示される広告物 				

※1 自家用広告物：自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地に表示（設置）する広告物をいいます。

※2 自己管理広告物：自己の土地又は物件を管理するため表示（設置）する広告物をいいます。

(2) 行為の制限

届出の対象となる広告物の表示又は設置等に関する景観推奨基準は次のとおりとします。

対象	景観推奨基準
敷地内における位置 (配置)	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地への複数の広告物の設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努める。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共空間から望見できる、背景となる山並みや田園・集落などが作り出す良好な景観に配慮し、調和のとれた高さとする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 威圧感や圧迫感を感じさせない、周辺環境と調和した形態・意匠（デザイン）とし、原則として、塔屋状の屋上広告物及び突出看板は避ける。 幹線道路沿道に設置する広告物については、周辺に与える威圧感や圧迫感をできる限り軽減し、信号機や標識、その他案内板等の認知のしやすさに配慮した位置及び規模、形態及び意匠とする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、周辺環境との調和に配慮し、彩度の高いものを避け、けばけばしくならないように努める。 使用する色数を少なくするよう努めるとともに、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する。 沿道に設置する広告物については、信号機や標識、その他案内板等の認知のしやすさに配慮し、安全性を考慮した色彩を使用する。
素材	<ul style="list-style-type: none"> 汚れやすい素材や退色しやすい素材を避け、自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める。 冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える素材の使用は必要最小限とし、使用する位置や量等に十分配慮する。
発光装置・照明設備等	<ul style="list-style-type: none"> 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しない。 やむを得ず点滅する発光装置を使用する場合は、点滅速度が可能な限り緩やかなものとする。 (交通の危険防止のため、又は救急医療の施設であることを表示するためのものは使用できます。) 映像による表示はできるだけ避ける。やむを得ず映像装置等を設置する場合は、既設置のものも含めて数、大きさ、位置等を十分検討する。



建物の雰囲気と調和した広告物の例

■ 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第4号口関係)

道路、公園などの公共施設は、地域の景観を形成する重要な要素であり、良好な景観形成を先導する役割を担うことから、積極的に景観に配慮した整備を行っていく必要があります。

越前町景観計画では、公共施設整備に関する基本的な配慮事項を定め、国、県にも働きかけを行いながら良好な景観形成を図るため、景観形成上、特に重要と考えられる公共施設については、管理者と協議したうえで『景観重要公共施設』に指定し、整備に関する方針や占用許可基準を定めます。

(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項

1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次のいずれかに該当する公共施設とします。

① 整備を行うことにより、本町の景観形成に多大な影響を与えると考えられるもの。

- 例) ⇒ 良好な景観まちづくりの核として、町や地域のシンボルとなっているもの
- ⇒ 都市の骨格となる道路、河川などの都市構造をつくるもの
- ⇒ 景観資源へのアプローチや、優れた眺望景観を望む起点となるもの
- ⇒ 防災など町や地域の課題に対応したものや、住民のアメニティの向上に寄与するもの

② 整備が終了又はおおむね終了しており、保全や改修などに本町の景観形成上、特別な配慮が必要なもの



第6回越前大自慢写真コンテスト
【越前町織田観光協会賞】
作品名／「足跡」
撮影者／佐々木千里（越前町）
撮影地／悠久ロマンの杜 朋楽の里

2) 施設別の整備方針

景観重要公共施設に位置づける公共施設と、施設ごとの整備に関する方針は以下のとおりです。

公共施設	整備に関する方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別の景観形成方針を率先して実施し、地域の特性や周辺景観との調和に配慮する。 ○街路灯、道路付属物、柵等の工作物は、配置や規模、形態意匠、素材・色彩等を工夫し、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努める。また、接続する道路との連続性に配慮する。 ○街路樹や植栽等の道路緑化により、潤いのある景観の形成に努める。 ○良好な眺望の視点場となる道路、地域のシンボルとなる道路等については、電線類の地中化や街路樹、植栽帯の整備、沿道のポケットパーク等の整備などにより、良好な景観の創出・保全を図る。
河川 海岸 港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別の景観形成方針を率先して実施し、地域の特性や周辺景観との調和に配慮する。 ○周囲の植生や生態系の保全を図り、自然と調和する素材の使用に努める。 ○河川・海岸付属物、柵等の工作物は、配置や規模、形態意匠、素材・色彩等を工夫し、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努める。 ○散策路や広場空間の整備等により、親水性のある河川・海岸空間の形成に努める。 ○海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮し、良好な眺望景観の保全に努めるとともに、景観阻害要因が生じないように努める。
公園 ポケット パーク 公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ○地区別の景観形成方針を率先して実施し、地域の特性や周辺景観との調和に配慮する。 ○周囲の植生や生態系の保全を図り、統一感のある植樹や植栽に努める。 ○広場、休憩所、遊具等の公園施設は、配置や規模、形態意匠、素材・色彩等を工夫し、眺望景観の確保や統一感のある景観の形成に努める。

景観重要公共施設の整備後は、時間の経過とともに見苦しくならないよう適切な維持・管理を行うとともに、維持管理や補修の機会に合わせてより良い景観形成に取り組むものとします。

(2) 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合するデザインとします。

具体的には、当該公共施設の管理者や景観審議会（今後組織予定／P 68 参照）等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。

参考 景観重要公共施設の指定が期待できる施設の例



ハナミズキ通り (国道 365 号)



漁火街道 (国道 305 号)



泰澄通り (国道 417 号)



国道 417 号 (赤い欄干の橋)



馬場通り (劔神社周辺)



駅前通り (劔神社周辺)



天王川



織田川



厨漁港



左右漁港



古墳公園



越前陶芸公園

第3回越前大自慢写真コンテスト
【最優秀賞】
作品名/「かもめの軍団」
撮影者/平池光子 (鯖江市)
撮影地/越前漁港



第7章 景観農業振興地域整備計画の 策定に関する基本的な事項

(景観法第55条関係)

美しい山並みを望む眺望景観の前景となる田園・集落・鎮守の森の風景や、山地に溶け込むように点在する棚田、山間集落の風景、越前水仙など特徴のある作物による風景など、農村地域特有の美しい景観は、人間が自然に働きかけながら永い年月をかけて創り出したもので、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって形成されてきた文化的景観と言えます。こうした美しい農業景観を地域資源として位置付け、住民と行政が協働により保全と創出を図ることが求められています。

美しい農業景観の保全と創出に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくため、景観計画の基本目標と基本方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

(1) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観と調和の取れた良好な営農条件の確保に努めると共に、広がりのある田園景観や、山間の農地、特徴的な地形を活かした棚田状の水仙畑等、本町の良好な農業景観の維持・保全に配慮し、当計画に定める「基本目標」、「基本方針」、「地区別景観形成方針」に適合したものとします。

また、遊休化の抑制や遊休農地の利活用により、農業景観の改善に努めるものとします。



田園景観



山間の農地 (パイロットファーム)



梨子ヶ平千枚田



第6回越前大自慢写真コンテスト
【福井県観光連盟賞】
作品名／「薄化粧の千枚田」
撮影者／坂井文子（福井市）
撮影地／梨子ヶ平千枚田

第8章 景観まちづくりの推進

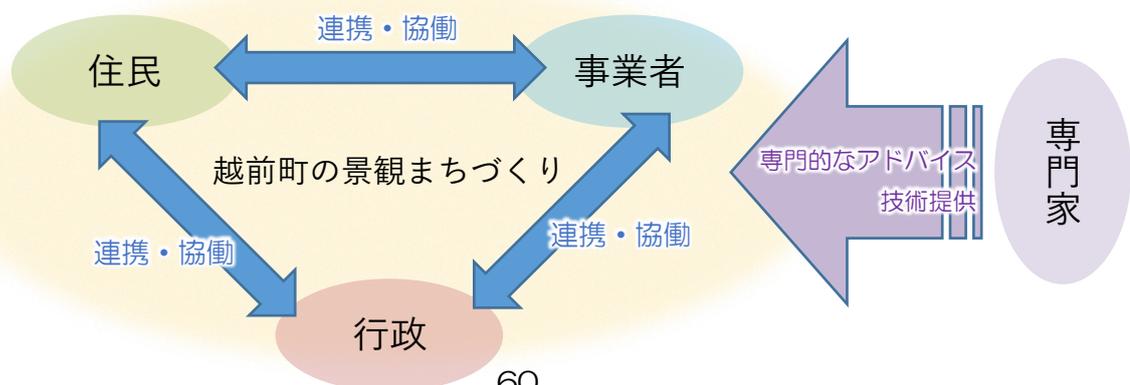
第1節 住民・事業者・専門家・行政の役割

景観は、人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであり、本町に暮らす人々全てが景観まちづくりの担い手であることから、景観まちづくりを進めるにあたっては、住民や事業者と行政が協働し、役割を分担して取り組むことが重要です。さらにきめ細やかな取組を目指すため、専門家の協力を求めます。

行政は、住民、事業者や各種団体と協働して、また必要に応じ専門家の協力を得て、本町の景観まちづくりを進めるための各種方策に取り組みます。

区分役割	ポイント
住民 主体的な参加・活動	住民一人ひとりが景観まちづくりの主役であることを意識し <ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した住宅等の建築に取り組みます。 ・地域住民が協力し合い、美化活動など地域の身近なまちづくりに取り組みます。 ・その他まちの魅力アップに繋がる活動に取り組みます。
事業者 積極的な協力・貢献	事業者は、景観まちづくりの重要な担い手であることを意識し <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の景観形成基準への適合はもとより、率先して良好な景観形成に努めます。 ・景観まちづくりのための住民に対する助言や支援などに努めます。 ・住民・行政と協力し、積極的にまちの魅力を高める活動を実践します。
行政 総合的な調整・推進	行政は、景観まちづくりの総合的な調整・推進役として <ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者の意識を高める機会づくりに取り組み、その主体的な活動を支援します。 ・建築物等のもとより、道路や河川などの公共施設の整備にあたり、周辺の良好な景観形成の誘導に取り組みます。 ・住民や事業者との協働や、国、県及び周辺市町との連携を図ります。
専門家 専門的なアドバイス	建築、都市計画、色彩、造園、法律等に関する学識経験者やコンサルタント等の専門家は、景観まちづくりの専門家であることを意識し、 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や団体、事業者などが取り組む景観まちづくりの活動に対して、必要に応じて専門的なアドバイスや技術提供を行います。

【景観まちづくりの推進体制】



第2節 景観まちづくりの推進施策

良好な景観形成に向けて、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、自然公園法、農地法、森林法、文化財保護法など、様々な法に基づく制度が整備されています。

本計画の適正な運用、各種法制度・施策の積極的な活用と合わせ、本町の景観特性や実状を勘案しつつ、創意工夫を凝らしながら特色のある景観まちづくりを計画的かつ総合的に推進します。

景観まちづくりの推進に向け、次のような施策に取り組みます。

(1) 住民の景観まちづくりへの意識啓発

住民や事業者の景観まちづくりへの理解は、計画推進にとって最も大切なものです。また、この意識を将来にわたり継承していくことが重要な課題となります。そこで、住民が、景観を住民共通の財産として認識し、自ら良好な景観をつくり、守り、育てる気運を醸成するための施策を実施していきます。また、子供から高齢者まで住民全員による景観まちづくりを進めるため、わかりやすい情報の提供や、景観まちづくりに参加する機会の充実を図ります。

1) 景観まちづくりに関する積極的な情報提供

越前町景観計画の周知と景観まちづくりに対する意識啓発を図るための広報活動に取り組みとともに、景観資源や景観保全活動などに関する情報発信に取り組みます。

また、届出制度のスムーズな運用を図るため、ガイドラインを作成し配布します。

施策の例

- ・ 景観計画の概要版の作成・配布
- ・ 町の広報紙やホームページ等による広報
- ・ 事業者・工事業者への説明会の実施、登録や契約更新の機会を活かした情報提供
- ・ 届出対象行為や景観形成基準、事前協議、届出手続き等に関するガイドライン等の作成
- ・ 記入しやすい届出の様式の作成
- ・ 事業者や関係機関等に向けた説明会の開催
- ・ 景観まちづくりに関する情報発信
- ・ 住民に親しまれている景観資源のデータベース化・活用
- ・ 景観に関するホームページの開設 等



織田のまちづくりだより

2) 景観まちづくり学習の推進

恵まれた自然環境や歴史的まちなみなどの保全に向けた住民意識を高めるため、小中学校や高等学校での学習機会、自然環境保護や歴史をテーマに取り組む団体等と連携した景観に関する学習・実践機会づくりに取り組みます。

さらに、住民向けのセミナーや講座の開催など、生涯学習の場における景観に対する知識を高める機会づくりに取り組みます。

施策の例

- ・タウンウォッチングや景観に関する写生大会など、小中学生を対象とした景観まちづくり学習の実施
- ・高等学校と連携した、景観に関する地域密着型課題探求プロジェクトの実施
- ・住民意識を高め、景観まちづくりの担い手を育む講演会やセミナーの開催 等



タウンウォッチング（劔神社まちあるき）の様子



劔神社まちあるきのとりまとめ

3) 表彰制度の創設

景観の形成に寄与している建築物、工作物、広告物や、良好な景観の保全、景観まちづくり活動に取り組んでいる団体・個人などを表彰する「景観賞」等の創設により、住民や事業者の景観まちづくりに対する意識啓発を図るとともに、景観まちづくりに寄与する取組を顕彰します。

施策の例

- ・良好な景観を形成している物件や、住民・事業者による景観まちづくり活動等を表彰する制度の創設 等

4) 住民の参加機会の充実

「景観」を切り口にした絵画コンクールや写真コンテストの開催、まち歩きイベントの開催など、住民が「景観」を身近なものとして認識し、積極的に関わりを持つことができるイベントの実施を検討します。

施策の例

- ・小中学生による絵画コンクールや、高校生の景観写真コンテスト等、次代を担う若者の景観への関心を高めるイベントの実施
- ・景観写真展や景観ウォークの実施、景観 100 選の選定など、住民が町内の景観の魅力に触れ、景観まちづくりを楽しむきっかけとなるイベントの実施
- ・越前岬水仙ランドや朋楽の里などの良好な眺望景観を活かしたイベントの実施 等

(2) 協働による景観まちづくり行動の育成

住民一人ひとりの発意や、町からの働きかけなど、協働による景観まちづくりのきっかけは様々です。

住民が主体となった景観まちづくりの取組みや活動を行政が支援する施策を実施します。

1) 団体活動の育成・支援

協働による景観まちづくりを推進するため、住民や団体などによる景観まちづくり団体の保全・育成に努めるとともに、住民が主体となった景観まちづくりの取組や活動を支援します。

施策の例

- ・景観まちづくりに関する様々な疑問や不安について相談できる「景観まちづくり相談会」の開催
- ・福井県による伝統的民家群保存活用推進地区の指定や、福井ふるさと百景活動団体の指定を促すなど、景観まちづくりに関する団体の育成に取り組めます。
- ・まちなみを活かした花植えや美化活動、夜間景観の演出、地域の景観に関する勉強会や広報など、地域の景観まちづくり活動に対する助成制度の創設
- ・建築士会や宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、造園業協会、司法書士会、税理士会、行政書士会など、土地や建物などの景観まちづくりとの関わりの深い公益団体、工務店・開発業者等に関する情報提供・マッチングの支援 等

2) 住民が景観まちづくりに関わる機会の拡充

住民や団体が、地域に誇りをもち、楽しみながら継続的に地域の景観まちづくりに取り組んでいけるよう、積極的に地域の景観まちづくりに関わっていただく機会を設けます。

施策の例

- ・住民の推薦による景観重要建造物・景観重要樹木等・景観重要公共施設の候補の選定
- ・景観重要公共施設の整備の際の、地域住民の意向を把握するアンケートやワークショップの実施
- ・まちなみを活かした花植えや美化活動、夜間景観の演出、地域の景観に関する勉強会や広報など、地域の景観まちづくり活動に対する助成制度の創設
- ・景観施策について、地区要望や住民提案の受け入れ
- ・越前町景観審議会委員の一部の住民公募
- ・景観事業の拡充にあたっての住民意見の聴き取り 等

(3) 景観形成地区指定の制度活用による取組み

地域の良好な景観の保全・創出を重点的に推進する必要がある地区で、一定の条件を満たす地区について、「景観形成地区」に指定し、重点的に景観まちづくりを推進します。

専門家の派遣などによる技術的な支援や、経費の助成などの仕組みを検討していきます。

1) 景観形成地区の指定に向けた支援の実施

景観形成地区の指定や景観のルールづくりに関する情報発信や支援を行い、景観形成地区の指定・活用を促します。また、景観形成地区の指定の可能性のある地区について、積極的な働きかけを行います。

施策の例

- ・町のホームページや広報誌等を用いた景観のルールづくりに関する情報提供
- ・景観まちづくり活動に関する相談窓口の開設
- ・景観地区の指定に向けた活動の支援（専門家の派遣等の技術的な支援や活動に関する費用の助成等）
- ・景観まちづくり活動や整備に要する経費の一部を助成する制度の創設
- ・ルールづくりに向けた積極的な働きかけ 等

2) 景観形成地区における活動支援

景観形成地区における、さらなる景観まちづくり活動の充実を推進します。

施策の例

- ・周辺の景観と調和した修景や歴史的な建築物等の保存や利活用等に関する補助金助成制度の創設
- ・景観形成地区の指定に向けた活動の情報発信
- ・景観形成地区の周知
- ・景観まちづくり活動や整備に要する経費の一部を助成する制度の創設 等

3) 景観形成地区における景観整備の実施

景観形成地区の景観の向上に向けて、公共空間の整備等を検討します。

施策の例

- ・眺望景観の視点場の位置付け、眺望景観の保全、見晴らし場の整備
- ・良好な景観を有する道路や河川の景観の保全と育成に関する活動支援
- ・地域の重要な景観資源となっている建築物や樹木と、その周辺の散策エリアの特定、ルートの設定・整備 等

(4) その他の景観まちづくりに関する推進施策

第3章から第7章に定めているもののほか、状況に応じて景観法やその他の関連法に基づく制度の活用や、その他の推進施策を検討します。

1) その他の景観法に基づく制度の活用

① 景観整備機構（景観法第92条関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定、景観農業振興地域整備計画の策定に関して、当該団体の能力などを勘案し、良好な景観形成を担う主体として指定することができます。

*平成30年3月31日現在、全国では、112法人が景観整備機構に指定されています。平成23年10月3日に越前市が「社団法人福井県建築士会」を福井県内で始めて指定しました。

② 景観協議会（景観法第15条関係）

景観重要公共施設の整備計画の検討や、一定の区域における良好な景観形成のための基準や方策等を検討する場合において、行政と公共施設管理者、地域で活動を行う景観形成団体などが、協議する場として設置することができます。

③ 景観協定（景観法第81条関係）

景観協定とは、越前町景観計画区域における一定の区域を対象として、土地所有者等の全員の合意のもとに一定の区域を定めて締結される協定で、地域の実情を踏まえながら、地域住民による主体的な検討を促し、積極的な活用を進めることができます。今後の景観まちづくりの仕組みとして、景観地区指定に向けた地域の合意形成を図る制度としても位置付け、地域住民による主体的な検討・締結を促します。

④ 景観地区（景観法第61条関係）

良好な景観の形成を積極的に推進していく地区として、都市計画法及び景観法に規定される都市計画の一つです。

景観地区では建築物の形態意匠の制限内容を必ず定めることとされており、それ以外にも建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定めることができます。

地区内で建築物の新築・増築などをする場合は、町に計画の認定申請を行う必要があり、町の認定がないと建築行為に着手できないなど、より厳しい制度です。

⑤ 景観計画に関する提案制度（景観法第11条／住民等による景観計画に対する提案制度）

土地の所有者等又はまちづくりNPO等が、景観法に基づき、町に対して、景観計画の変更を提案することができます。

⑥ 景観農業振興地域整備計画の策定（景観法第55条関係）

里山や河川と一体となった一団の農地をはじめ、山間に残る棚田、菜の花やコスモスなどの景観作物地帯など、個性ある農山村景観の美しさを保全・整備していくため、土地所有者等の意向や地域の実情を踏まえながら計画策定を目指します。

2) その他の法に基づく制度の活用

⑦ 重要文化的景観の選定

日々の生活に根ざした身近な景観である「文化的景観」を保護する制度を設けることによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくための新しい文化財保護の手法として、平成16年の文化財保護法の一部改正により、「重要文化的景観」の選定制度が設けられています。

梨子ヶ平をはじめ、越前水仙の生息地について、重要文化的景観の選定を目指した取組みが進められています。

⑧ 文化財の登録

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するもので、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置となります。

地域の良好な景観の形成に寄与していると考えられる建造物について、積極的に登録を促すとともに、登録文化財に関する助成制度の新設等を検討します。登録した物件については、地域固有の財産としてPRしていきます。

⑨ 地区計画（都市計画法第12条の4第1項第1号関係）

地区計画は、一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するために指定する地区であり、建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限や、道路や公園などの公共施設などの配置を一体として定めることができます。

地区計画は、住民に密着した身近なまちづくり手法の一つであり、その目標や基準などについては、地区内の住民と一緒に決めていきます。

⑩ 建築協定・緑地協定の締結・継続（建築基準法第69条関係／都市緑地法第45条関係）

建築協定や緑地協定は、景観協定とともに、越前町全域における一定の区域を対象として、土地所有者等の全員の合意のもとに締結される協定であり、今後とも、地域の実情を踏まえながら積極的な活用を促進します。

なお、現在、建築協定が締結されている上野台については、平成29年12月で有効期限が満了しており、今後、当該協定の継続や景観協定の新規締結に関する自主的な検討を促していきます。

3) その他の推進施策の検討

⑪ 空家や老朽化した屋外広告物など、景観阻害要素に対する施策の検討

空家や空き店舗等、所有者や管理者がいない又は不明の屋外広告物など、景観上又は安全上問題となっている景観阻害要素への対応を検討します。

第3節 推進体制の整備

関係機関等との連携により、景観形成の推進体制の強化を図ります。

① 景観審議会を設置と役割

景観計画の推進を図るとともに、良好な景観形成のために重要な事項を審議するため、「越前町景観審議会」を組織します。

構成は、有識者、関係団体、住民、行政関係者等とし、以下の事項について審議します。

- | | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審議事項 | <ul style="list-style-type: none">・景観計画の策定、改定に関すること。・景観法に基づく届出に関すること。(景観計画への適合の判断が難しい場合や、景観計画に適合しないと認められ、その所有者等に対して助言・指導する場合において必要と認めるとき等)・景観法に定める勧告又は命令に関すること。・景観形成地区の指定に関すること。・景観重要建築物・景観重要樹木の指定に関すること。・景観重要公共施設の指定に関すること。・良好な景観の形成に係る表彰に関すること。・その他、本町の景観形成に関する重要な事項。 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

② 国、県、公益事業者との連携

国や県の公共事業は、事業規模も大きく周辺景観に及ぼす影響が大きいため、連絡調整会議の設置により相互の情報交換を密にし、適宜協力を要請します。

さらに、電気事業・電気通信事業などの公益事業者に対して、良好な景観形成に向けた協力を要請します。

③ 住民との協働の体制づくり

景観形成や景観まちづくりに関する施策展開に対して、提言や検討を行うために、住民・事業者などとの協働の体制づくり・場づくりを検討します。

④ 景観アドバイザーの設置・活用

必要に応じて、建築、色彩、植栽などの分野の専門家で組織する景観アドバイザーの設置を検討し、景観形成基準の運用を始め、各種施策において、助言・指導をいただきます。

⑤ 景観整備機構の指定 (P66参照)

民間団体や住民による自発的な景観の整備の推進を図るために、景観の保全や整備等に一定の能力を有するNPO法人等を、良好な景観形成を担う主体として、景観法に基づく景観整備機構に指定し、維持管理、保全活動、景観整備等の推進を図ります。

⑥ 庁内体制の強化

窓口体制を強化し、届出・審査のスピード化を図るとともに、チェックシートの活用により、評価のポイントを明らかにし、スムーズな窓口対応に取り組みます。

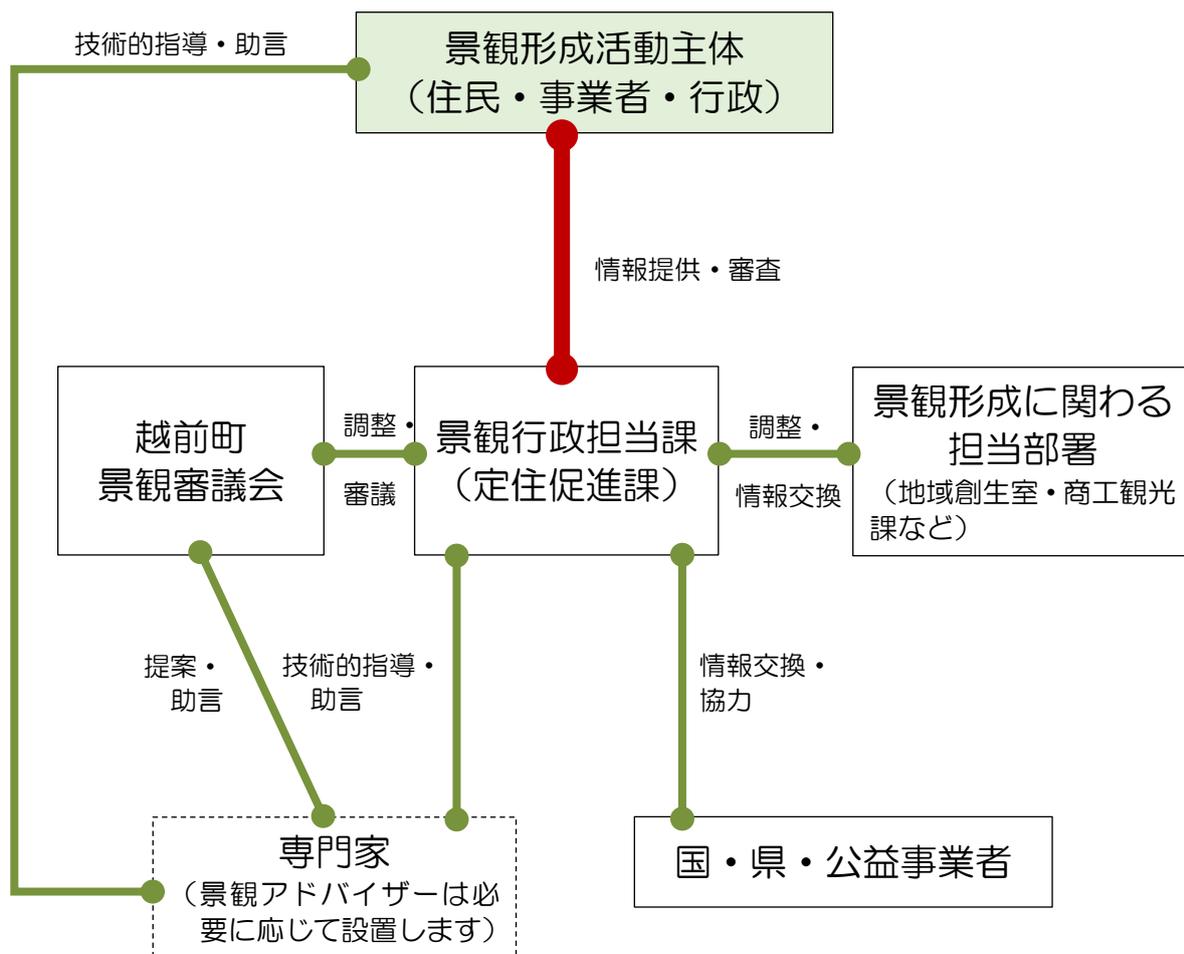
また、景観影響行為の届出にあたり、事前協議を行うことで、景観形成基準への理解を深めるとともに、円滑な運用・審査を進めます。

建築設計等、届出に係る事業者を対象に、景観計画の内容に関する講習を行い、景観形成基準・推奨基準への配慮を求めるとともに、助成制度の認知を高め、活用を推進するなど、町の景観行政の取組への協力・連携を強化します。

⑦ 庁内連携体制の強化

地域創生室や商工観光課など、景観形成に直接関わる担当部署との連携を強化し、調整・情報交換の体制を整えます。

【庁内における景観まちづくりの推進体制】



第4節 推進スケジュール

景観まちづくりは、この先、未来にわたってずっと継続していく取り組みです。このため、景観まちづくりの進行状況を計画的に管理するとともに、施策や事業については、景観計画策定5年目（令和6年度）に成果や課題の確認、評価、検証を行い、策定後10年を目安に、点検、更新を検討していくこととします。

また、策定当初3年間（令和2～4年度）は制度周知を強化する事業を集中的に実施します。

事業		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度～	R11年度
		集中実施期間				
プラン運用	景観条例施行	条例施行				
	届出・審査体制の整備 事前協議・届出審査	ガイドライン配布				
		説明会開催				
		事前協議・届出審査 実施				
助成制度の創設	助成制度の検討	広報・周知・助成の実施				
住民の意識啓発	景観計画周知	概要版配布				
	景観啓発・広報	広報・周知・啓発活動				
	啓発イベント等	例) 写真講座	例) 景観まちづくり講演会		継続実施	
	表彰	表彰制度の検討				
地区指定による計画推進	景観形成地区の指定、推進	景観形成地区の指定に向けた取組みの強化				
	景観重要建造物の指定、活用		抽出活動	景観重要建造物の指定に向けた取組み		
	景観重要樹木の指定、活用	抽出活動	景観重要樹木の指定に向けた取組み			
	景観重要公共施設の指定	景観重要公共施設候補の推薦の受付・指定に向けた管理者等との協議				
プランの点検	景観農業振興地域整備計画の策定検討	越前町農業振興地域整備計画等の農業施策について情報聴取（必要に応じて）				
	景観計画の点検、更新					点検・更新

第5節 見直し・拡充の基本的な考え方

景観まちづくりは、長い時間、継続していくことになります。このため、景観まちづくりの進行状況を計画的に管理するとともに、取り組んできた施策や事業を絶えず評価し、有効性や達成状況を踏まえつつ、適切に実践することが大切です。

(1) 見直し・拡充の基本的な考え方

時代の潮流や財政状況、住民の生活スタイルや価値観などの変化を踏まえ、重点的かつ効果的な投資や支援など、景観まちづくりの施策・事業の進め方も柔軟に対応していくことが求められます。

景観計画に掲げた基本理念をはじめ、基本的な景観まちづくりの考え方は今後とも継承しますが、特色ある景観まちづくりが硬直化しないよう、次の視点から見直しを行います。

① 上位計画の変更等に伴う見直し・拡充

- ・総合振興計画や都市計画マスタープランなどの改訂に併せた見直し・拡充を行います。
- ・上位計画の改訂等が行われない場合においても、10年を一つの期間として、定期的な見直し・拡充を行います。

② 地域の景観まちづくりの進展に伴う見直し・拡充

- ・景観協定の締結や景観地区の指定など、地域ごとの景観まちづくりの進展に併せて見直し・拡充を行います。
- ・景観協定の締結や景観形成地区の指定から、少なくとも10年以上を超えた時期を目安に、見直し・拡充を行います。

③ 新たな施策や事業の実施に伴う見直し・拡充

- ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定など、新たな施策や事業の実施が行われた場合は、これらとの十分な調整を図り、適切に見直し・拡充を行います。

④ 新たに対応すべき課題の発現に伴う見直し・拡充

- ・社会環境の変化に伴う新たな政策課題の発現や、災害の発生等による大規模な景観の変化が生じた場合は、課題の状況に合わせて適切に見直し・拡充を行います。



第6回越前大自慢写真コンテスト
【越前町宮崎観光協会賞】
作品名／「一家総出」
撮影者／平池雅信（鯖江市）
撮影地／—

(2) 景観計画の評価

“豊かな 海土里に育まれた地域の風土が織りなす、美しい景観まちづくり”の実現に向けて、景観まちづくりの目標の達成度を測るために、以下の指標により景観計画の評価を行います。

<景観まちづくりの評価指標>

- ・景観形成地区の指定の有無・指定件数
- ・景観に関する助成件数
- ・景観に関する意識の向上に寄与するイベントの開催件数 等

景観の評価は個人の価値観に基づく心理的な要素が主となることから、景観自体を定量的に評価することは難しいため、必要に応じて住民アンケートを行い、評価指標として活用することを検討します。

【指標として考えられる住民アンケートの例（基準となるアンケートは平成 30 年度実施）】

指標	基準値 (H30)	目標年次 (R5)
通勤・通学や買い物などの日常的な移動の際に、景観が気になる人の割合	42.7%	60%以上
10 年前と比較した町全体の景観の印象が良くなった／やや良くなったと回答した人の割合	23.7%	30%以上
景観まちづくりの取組みとして、「建物などの管理に気をつけて美観を維持する」に取り組んでいると回答した人の割合	16.1%	30%以上
景観まちづくりの取組みとして、「敷地の緑化、ガーデニングなど潤いのある景観まちづくり」に取り組んでいると回答した人の割合	29.5%	40%以上

また、景観シンポジウム等、景観に関連するイベントをはじめ、おたまつりやあさひまつり等、町内のイベント等の機会を利用して、住民や来訪者を対象とした景観に対するアンケート調査を行い、評価指標として活用することを検討します。



第9回越前大自慢写真コンテスト
 【越前町長賞】
 作品名／「灯りの修験道」
 撮影者／堀川恭司（福井市）
 撮影地／大谷寺（万灯会）

参考資料

(1) 町内の有形文化財

【建造物】

種別	名称	時代	地区
重要文化財	大谷寺九重塔	鎌倉後期	織田
	相木家住宅	江戸後期	小曾原
登録有形文化財	越前古窯博物館旧水野九右衛門家住宅主屋（旧水野家住宅）	天保6年	小曾原
県指定有形文化財	劔神社の摂社織田神社	室町時代	織田
	劔神社本殿	江戸時代	織田
町指定有形文化財	旧神前院護摩堂	江戸時代	織田
	宝篋印塔	南北朝時代	織田
	円山宝塔	南北朝時代	大谷寺
	石造 多宝塔	南北朝時代	小倉
	八王子社	江戸後期	清水
	かやり地蔵	室町時代後期	天王

【史跡】

種別	名称	時代	地区
県指定史跡	朝日山古墳群		朝日、内郡
	神明ヶ谷の須恵器窯跡		小曾原
	越知山山岳信仰跡		大谷寺
町指定史跡	江波経塚群	鎌倉時代前期	江波
	江波横穴墓群		江波
	岩本観音	江戸時代	江波
	蟬丸の墓	江戸時代	陶の谷
	蟬丸の池		舟場
	上長佐須恵器窯跡	平安時代前期	小曾原
	八王子山古墳	奈良時代（飛鳥時代）	佐々生・岩開
	旧龍生寺幸若関係墓所	江戸時代	佐々生
	郡栄塚古墳	古墳時代中期	内郡
	栃川尼公墓所	江戸時代	栃川
	句碑千鳥塚（以哉師塚）	江戸時代	気比庄
	厨1号洞穴	弥生後期～古墳時代	厨
	岳ヶ谷窯跡	室町～江戸時代	平等
	四門遺跡	室町時代	織田
	小粕窯跡	7c末～8c初	織田
	古墳2号	古墳時代	中
	古墳3号	古墳時代	中
	古墳4号	古墳時代	中
	古墳7号	古墳時代	中
	古墳8号	古墳時代	中
	恙ヶ谷遺跡	江戸時代初期	上戸
	古墳1号	古墳時代	中
	古墳5号	古墳時代	中
	古墳6号	古墳時代	中
	古墳9号	古墳時代	中
	古墳10号	古墳時代	中
	古墳11号	古墳時代	中
	古墳12号	古墳時代	織田
	古墳13号	古墳時代	織田
	古墳14号	古墳時代	織田
古墳15号	古墳時代	織田	
古墳16号	古墳時代	中	

種 別	名 称	時代	地区
町指定史跡	古墳17号	古墳時代	中
	古墳18号	古墳時代	中
	古墳19号	古墳時代	中
	古墳20号	古墳時代	中
	古墳21号	古墳時代	中
	古墳22号	古墳時代	中
	古墳23号	古墳時代	中
	古墳24号	古墳時代	中
	古墳25号	古墳時代	中
	鎌坂窯跡	奈良時代	織田
	木松郎窯跡	鎌倉時代	平等
	城ヶ谷窯跡	鎌倉時代	平等
	大竈屋窯跡	室町～江戸時代	平等
	北釜屋甕墓	年代不詳	平等
三床山城跡	南北朝～戦国時代	佐々生	

【名勝】

種 別	名 称	地区	備考
町指定名勝	越前陶芸村	小曾原	(宮崎八景)
	学校自然公園	江波	(宮崎八景)
	金刀比羅山宮(大溜・横崖舎)	小曾原	(宮崎八景)
	子安観音(上山)	檜津	(宮崎八景)
	八田ダム(蛇ヶ池舎)	八田	(宮崎八景)
	広野峡	広野	(宮崎八景)
	七尾七谷(長岡山)	蟬口	(宮崎八景)
	花みずき通り	江波	(宮崎八景)
	四伝説物語	小曾原	
	若須岳	熊谷	
	須恵器の丘遊歩道	小曾原	
	蛸ヶ宮	八田	
	陶の谷駅跡	蟬口	
	寺山山頂	蟬口	
水上山	小曾原		

【天然記念物】

種 別	名 称	地区	備考
町指定天然記念物	樺	堤	
	榊	三崎	
	檜 群	上山中	
	米ノ日吉神社の椿	米ノ	
	厨八幡宮の森	厨	
	大樟 劔神社のタブノキ	大樟	
	玉川加茂神社のイチョウ	玉川	
	八幡谷二本杉	八田	(史 跡)
	大さざんか	小曾原	
	大けやき	小曾原	
	神ふじ	江波	
	大つが	檜津	
	大かつら	八田	
	千足杉	寺	
	枝垂桜	蟬口	
越知山頂ブナ原生林	大谷寺		

(2) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定が期待できる建造物・樹木の例

* 住民アンケート・住民ワークショップの結果からの結果から抽出。指定にあたっては、あらかじめそれぞれの物件について現地調査等を行うなど、指定の基準に合致しているか確認し、適否を審査します。
詳しくはP49、P52の「指定の手順」をご確認ください。

地区	建造物	樹木等
朝日地区	<ul style="list-style-type: none"> 大谷寺 福通寺・朝日観音 八坂神社 天王、宝泉寺、内郡、西田中の古いまちなみ 西田中駅前商店街 佐々牟志神社 幸若の墓 旧糸生街道 酒造り店のある通り 東二ツ屋の民家 栃川の家並み（瓦屋根で昔ながらの旧家） 日吉神社 	<ul style="list-style-type: none"> 朝日観音周辺のサクラ 和田川、天王川のサクラ ヤエザクラ 小倉・八幡神社周辺の河川沿いのサクラ クヌギ林（野末周辺） ブナ（越知山） 用水路のアジサイ（宝泉寺） 駅のサクラ 常光寺のサクラ 境野 夫婦杉 サザンカ
宮崎地区	<ul style="list-style-type: none"> 江波の集落 子安観音像 上野台住宅地 前田陶苑 陶寿園 蟬丸の墓 相ノ木邸周辺の寺 蟬丸の井戸 	<ul style="list-style-type: none"> ハナミズキ通りのハナミズキ 法華寺の枝垂桜 熊谷地区、熊谷川のサクラ並木 千足杉 大カツラの紅葉 陶の谷駅跡のサクラ 陶芸村のサクラ
越前地区	<ul style="list-style-type: none"> 浜の展望台 旧街道のまちなみ（米ノ付近等） 宿の善性寺 血ヶ平地区のお寺 西徳寺 灯台 玉川観音 	<ul style="list-style-type: none"> 国道 305 号バイパスのサクラ モクゲンジ 長須浜のマツ 岩の上のマツ（かれい崎） サクラ イチョウの群生
織田地区	<ul style="list-style-type: none"> 劔神社 劔神社周辺 織田地区の集落 信長像 桜谷の集落 	<ul style="list-style-type: none"> 劔神社のお林 山神社のケヤキ 鎌坂二本杉（鏡宮） キンモクセイ 大木のブナ

参考3：策定の経緯

(1) 策定委員会

第1回	平成30年	9月	26日
第2回	平成30年	12月	5日
第3回	平成31年	2月	26日
第4回	令和元年	7月	10日
第5回	令和元年	8月	30日
第6回	令和元年	10月	15日

【越前町景観計画策定委員会委員名簿（順不同・敬称略）】

整理番号	区分	所属	氏名	
			平成30年	平成31年
1	学識経験者	福井工業高等専門学校 環境都市工学科	江本 晃美	
2	議会代表	越前町議会	吉村 春男	伊部 良美
3	区長会	朝日地区区長会長	孝久 幸一	
4	区長会	宮崎地区区長会長	井上 邦夫	山本 一夫
5	区長会	越前地区区長会長	榎谷 榎一	
6	区長会	織田地区区長会長	河原 洋一郎	向 孝男
7	各種団体	越前町商工会	森下 定信	
8	各種団体	越前町観光連盟	橋詰 勇	
9	各種団体	越前町農業委員会	北 幸夫	
10	各種団体	越前町教育委員会	島田 雅子	
11	各種団体	丹生設計協会	伊部 正樹	
12	住民代表	朝日地区	内藤 仁之栄	
13	住民代表	織田地区	小辻 正俊	
14	関係行政機関 (オブザーバー)	福井県文化課	福山 貴久	
15	関係行政機関 (オブザーバー)	福井県丹南土木事務所 鯖江丹生土木部	夏梅 晃一	酒井 俊雄

(2) 住民ワークショップ

第1回	朝日地区	平成30年	10月17日
	宮崎地区	平成30年	9月26日
	越前地区	平成30年	9月27日
	織田地区	平成30年	9月20日
第2回	朝日地区	平成31年	1月16日
	宮崎地区	平成31年	1月29日
	越前地区	平成31年	1月24日
	織田地区	平成31年	2月20日

(3) 住民アンケート調査

- 1) 調査対象：町内在住の満20歳以上の方 1,000人
- 2) 抽出方法：無作為抽出
- 3) 調査方法：郵送による調査票の配布、回収
- 4) 調査実施期間：平成30年7月20日（金曜日）から平成30年8月10日（金曜日）
- 5) 回収数：342件／回収率：34.2%

(4) パブリックコメント

令和元年11月25日 ～ 12月9日

(5) ワーキンググループ（庁内）

第1回	平成30年	9月10日
第2回	平成30年	11月6日
第3回	平成31年	2月6日
第4回	令和元年	8月8日



水墨画／岩開の風景／坂下 豊洗氏 画

越前町景観計画

令和 2 年 4 月 1 日

定住促進課



〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL: 0778-34-8727

FAX: 0778-34-1236